

遺産分割における 代償分割の利用と留意点

遺産分割の利用方法と相続税の申告、トラブルが起こったときの対応策

このようなケースでは、遺産を各相続人にわけることが難しい!!

- 遺産の大部が不動産または自社株
- 被相続人が不動産賃貸業を営んでおり、賃貸用不動産と預貯金、借入金が一体となって運営されている
- 事業用資産が大きなウエイトを占める

遺産分割においては、相続人間で平等に遺産を取得することが求められています。しかし、上記のようなケースでは、個々の遺産を各相続人にわけることが難しいこととなります。

そこで、特定の相続人が遺産の大部分を取得する代わりに、他の相続人に代償金を渡す方法＝代償分割により遺産分割を行うこととなり、遺産分割では、なんらかのかたちで代償分割の方法を利用することが多くあります。この研修では、このような遺産分割の利用方法と相続税の申告、トラブルが起こったときの対応策について、ご説明します。



講師

小林 磨寿美 氏

小林磨寿美税理士事務所
所長 税理士

1958年生まれ。横浜国立大学経営学部卒業／1996年 税理士登録／2001年 小林磨寿美税理士事務所開設
東京地方税理士会税法研究所研究員、青山学院大学大学院法学研究科(ビジネス法務専攻科)非常勤講師

【主な著作】

- ・『後発的事由の税務Q&A』(中央経済社)
- ・『改訂版 個人間利益移転の税務』(共編著 大蔵財務協会)
- ・『改訂版 関係会社間取引における利益移転と税務』(共編著 大蔵財務協会)
- ・『最近の難解税制のポイントと実務の落とし穴』(編 清文社)
- ・『小規模宅地・住宅取得資金の特例』(共著 法令出版) ほかも多数

2016 **4/19** 火 13:00-15:00

会場受講

定員 **40** 名

詳しい講座内容は裏面をご覧ください。➤

会場 [八重洲] × [オンライン] ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲2-3-14 ケイアイ興産東京ビル 4F-7F,B1 TEL:03-3527-9841

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩2分

受講料

会員(相続・事業承継実務研究会・Farbe定額制クラブ) : **無料** | 一般 : 20,000円(税込)

講座内容

1. 代償分割とは

- (1) 代償分割の意義
- (2) 実務上の留意点
- (3) 遺産分割協議書の例

2. 代償分割をした場合の相続税の申告

- (1) 相続税の課税価格の計算
- (2) 代償分割の価額調整計算

3. 代償分割により土地建物等を交付した場合

- (1) 交付した者(代償分割者)の課税関係
 - ① 譲渡所得に係る総収入金額
 - ② 相続取得財産の取得費の額についての留意点
 - ③ 相続取得財産を譲渡した場合の取得費加算
- (2) 取得した者(代償取得者)の課税関係
 - ① 代償分割により取得した資産の取得費
 - ② 代償分割があった場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例関係

4. 代償分割と具体的事例

- (1) 代償分割の合意解除
- (2) 取得財産の価額がマイナスとなった場合
 - ① マイナスになる原因
 - ② 債務の承継
 - ③ 負担した債務の正体
 - ④ 小規模宅地等の減額特例を適用した場合
- (3) 保証債務の履行のため資産を譲渡した場合
 - ① 相続開始時に現に存する被相続人の債務を相続人の1人が引き受けた場合
 - ② 求償権の行使不能額
- (4) 代償分割による納付相続税額の捻出
- (5) 代償分割と延納
- (6) 代償分割と物納
- (7) 遺留分の譲渡
- (8) 死亡保険金と代償分割
- (9) 税理士損害賠償

会場案内

八重洲

ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲2-3-14

ケイアイ興産東京ビル 4F-7F, B1

TEL:03-3527-9841

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・

東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口 徒歩2分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

2016/4/19(火)「遺産分割における代償分割の利用と留意点」申込書

参加者名 | フリガナ

種 別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 相続・事業承継実務研究会会員
- 一般
- Farbe定額制クラブ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail